

イギリスにおける、中小企業に対する 経済思想と経済政策についての一考察

—中小企業政策国際比較の一環として—

大 沢 正

目 次

- I 考察の焦点
- II 小零細企業における、低い構成比の背景
 - 1 工場法と最低賃金法
 - 2 「賃金戦争」と、小零細企業
 - 3 小売業における、小零細規模の低い構成比
- III 中堅規模企業における、高い構成比の背景
 - 1 中産階級の思想と、中小企業論
 - 2 資本主義の自由経済と、中小企業論
 - 3 「適正規模」論を中心とした、イギリス経済学第3次展開と、中小企業論
- IV イギリス中小企業政策の、近代系譜
 - 1 労働党政府を中心とした、政策
 - 2 保守党政府を中心とした、政策
 - 3 地域開発と関連した、政策
- V イギリス中小企業政策の展望

I 考察の焦点

「先進国への道と中小企業」というサブタイトルをつけたわが国の昭和43年中小企業白書は、そのなかで、規模別事業所構成が、イギリスは、小零細企業層（従業員1～10人）が全体の37.4%，11～49人までが36.7%で、日本の72.9%，21.9%，アメリカの52.3%，30.7%，西ドイツの81.1%，13.9%，⁽¹⁾と比較して、小零細層が小さく、それより一段階上の中小企業層が他の国々より大きいことを明かにしている。しかも、その計数は、イギリスが1958年、日本が1966

2(2) イギリスにおける中小企業に対する経済思想と経済政策についての一考察

年、アメリカが1963年、西ドイツが1963年であるから、他の国々と同年次では、その後イギリスで小零細企業がとくに増大するという原因、兆候が無い点から、イギリスの小零細企業非過多性はいっそう顕著になったとみられる。すなわち、イギリスは、先進国のうちでも、その中小企業の国民経済における地位が、小零細企業過多の域からもっとも早く脱却した国として、その問題に悩むわが国中小企業政策、産業構造改善計画が目標として進むべき一つの重要な先進国となっている。単に企業規模のこのような統計上からばかりでなく、イギリスの産業視察者の報告談は、いずれも、この国で「中小企業問題」を耳にせず、実際に中小企業事業所を訪問しても、そこに特別な中小企業問題の気配を感じなかったというものが多い。この点について、学界には通常、つぎ⁽²⁾のような見解が一般的となっている。

イギリスやアメリカにおける Small business 論においては、「large-scale economy が存在するのになぜ small business が survive するのか」といういわば経済論的な問題として提出されている（これがその後 Optimum size theory となって発展してゆく）のに対して、日本ではそのように経済論的な矛盾を対象とした中小企業論としてではなく、当初からいわば政策的問題として提起され展開していることが、中小企業論の一つの大きな特色と思われますが、……

この見解は、主としてわが国の中企業政策が、国家主導主義的性格を強くすることを英、米両国とのそれと比較しているが、他面においては、アメリカは別問題として、イギリスの中小企業論においては、小企業がなぜ残存するかという純経済論的な関心を中心にしていることも指摘している。さらに、正面からのイギリス中小企業論はつぎ⁽³⁾のとおりにはじまっているのが常である。

イギリスはすでに半世紀前家内工業矛盾を最低賃金制で合理化したことに示されるように、零細事業はむしろ近代企業に脱皮されるのが本道と見る立場を代表する。たとえば、11～49人規模の工業的事業所では、事業所数にくらべて、三分の一程度の「労働する経営者 (working proprietors)」がいる。しかし、こうした近代企業者たりきらぬ業者のいる経営も、その存在は明らかにするものの、これを通常の企業あるいは事業所として他のものと一括して怪しまな

い。

この観察は、イギリスが、中小企業を早目に過多零細な家内工業層で整理して、近代的経済構造を達成した先進国型経済であることをよく説明している。しかし、よく考えてみると、この観察はまた、2, 3の根本的な問題をイギリス中小企業とその政策について提出している。その第1は、イギリスで家内工業的矛盾を合理化して近代産業構造のなかに中小企業を、近代化した形で包容したのは、最低賃金制という促進機能だけであったかどうか、他にも種々の促進事由が考えられるのではないかという歴史的考察の問題である。その第2は、11~49人規模の工業に、3分の1程度の「労働する経営者」がいるという見込み、計量がはたして妥当であるかどうかの問題である。第3には、「こうした近代的企業者たりきらぬ業者のいる経営も、その存在は明らかにするものの、これを通常の企業あるいは事業所として他のものと一括して怪しまない。」という、イギリス国民の、自国産業構造への信頼、自信が、その後の産業構造高度化国際競争のなかで、ゆるがずに持続できつつあるかの展望の問題である。この3つの問題が、おおよそ、先進国イギリスの中小企業問題とその政策の焦点を含んでいると思われるので、これをつきのような項目に分けて、順次にイギリス経済発展過程のなかで実証的に検証してみることを本稿は試みた。

(1) イギリスにおける、過多零細企業の減少を促進した工場法、最低賃金法等が、いわゆる「経済合理性」に通じるかを考究する。すなわち、生存、発展したイギリスの中小企業は、近代的賃金支払能力維持のため、自主的な自己資本の充実と、近代生産維持に最小限度必要な規模経済の利益を確保できる規模の層になった。それを推進し、支える諸要因について考究する。

(2) 第1次、第2次両大戦を契機としてイギリスは、漸次その植民地を失ない、ドイツからアメリカへと経済競争国の出現に見舞われ、さらには産業構造高度化国際競争時代にも直面するにいたった。この推移と情勢のなかで、イギリス国民経済全体、その一環である中小企業は、これまでの産業構造と経済合理性とについての効率性と近代性について再検討を必要と

4 (4) イギリスにおける中小企業に対する経済思想と経済政策についての一考察

し、中小企業政策が改めて関心を浴びるにいたった経緯を考究する。

以下、この2テーマを、項目を追って探究してみることとする。

II 小零細企業における低い構成比の背景

1. 工場法と最低賃金法

1802年にイギリスで、世界最初の工場法といわれる「木綿製造所とその他の製造所及び木綿工場とその他の工場に雇傭されている徒弟その他の者の健康と道徳をまもるために法律」が、つぎのような主旨で制定された。

最近多くの男女の徒弟その他を同じ建物の中に雇傭することが、木綿と羊毛の製造所 (mill) 及び工場 (factory) においては、ならわしとなつたゆえに、その結果として、かかる徒弟その他の者の健康と道徳をまもるために一定の規則 (regulation) が必要とされるにいたつた。大ブリテンとアイルランド内にあって、三人以上の徒弟あるいは二十人以上の人々が常にそこに雇用されているすべてのかかる製造所ないし工場は、この法律に含まれる諸規則及び規定に従うものとする。

それから30年後に、第2の工場法とでもいべき「連合王国の諸製造所及び諸工場における児童労働ないし未成年労働を規制するための法律」が制定された。木綿製造業から一般製造業に拡大された工場法によって、イギリスの工業は、大、中、小各規模の工場、家内工業をも含め、徒弟その他の労働者の健康と道徳の維持改善が、世界で最も早く促進された。それと同時に、とくに家内工業等の小零細企業で、その徒弟等の従業者の健康と道徳をまもる設備等の改善能力がない多くのものが、新しい近代産業経済社会の到来を機に姿を消したことでもイギリスで最も早かった。しかし、この工場法実施が、この国における小零細企業の整理に対しての最大の決定打ではなかった。そのような決定打は結局、新時代の産業企業が、新しい経済発展の原理とした、いわゆる生産の基本要素である資本、労働、土地等の自由経済競争に求められなければならず、それはまた、経済合理主義にもとづいたイギリス産業経済の先進性の根幹であった。

2. 「賃金戦争」と、小零細企業

資本主義経済の新しい生産要素である、土地、労働および資本のいずれにおいても、その所有が皆無か、または僅少な手工業者、家内工業者その他の小零細企業家は、新経済社会で、小さな地位を占め、わずかな生産活動を行なうことができるだけであったのは必然であった。封建時代の、いろいろな職業に関する束縛から解放されて、これらの小零細企業も、経済活動の自由を得て活発な活動ができるようになり、当初はむしろ輝かしい地位を新経済社会において獲得したことは、イギリスにおいても事実であった。しかし、間もなく、思いもかけず——かれらは、その生産要素の一つである「労働」をかれら自身も相當に持っていたと信じておりながら、一方では、かれら自身もまた企業家として、労働という要素をもつ職人等から、労働報酬である賃金支払いの要求を受けるという負担に直面するにいたった。最初、職人たちの賃金支払要求に対しては、まだ、なお封建的関係の味方であった国家権力の援助背景もあって、これらの職人たちの、賃金攻勢に対する防衛力はつぎ⁽⁴⁾のように強かった。

たしかに、単独の独立職人が、かれの仕事の原料を購買し、かつそれが完成されるまで自分を維持するのに、十分な資財をもっているということが、ときどき起る。……けれども、そういう場合は、非常にしばしばあるのではなく、ヨーロッパのどの部分においても、独立の職人ひとりに対して、ひとりの親方のもとで奉仕する職人が20人であり、そして労働の賃金はどこにおいても、すなわち、労働者とかれを使用する資財所有者とがべつの人格であるばあいに、通常それがあるようなものとして、理解されている。……職人たちはできるだけおおくえることを欲し、親方たちはできるだけすくなくあたえることを欲する。前者は労働の賃金をひきあげるために団結する傾向をもち、後者はそれをひきさげるためにそうする傾向をもつ。……親方たちは、数においてすくないから、容易に団結しうるだけでなく、法律はかれらの団結を公認するし、すくなくともそれを禁止しない。他方では、法律は、職人たちの団結を禁止しているのである。(アダム・スミス「富国論」)

すなわち、1799年に団結禁止法 (Combination Act) が制定された前後から、

6(6) イギリスにおける中小企業に対する経済思想と経済政策についての一考察

これら小企業においては、はげしい賃金闘争が雇傭主と職人等の労働者との間で、全国各地にわたりくりかえされた。労働者側にとっては苦難の時代であったが、小企業者たちにとっても苦難の時代であったことは、イギリスの一地方絹織物産地におけるつぎ⁽⁵⁾の例が示すような結果のとおりであった。

では、念願の「労働力の自由取引」を獲得したコヴエントリの製造業者は、果して勝利者であったか。次の簡単な数字がこれに答えるであろう——。争議が開始される前、製造業者の数は80以上。しかし1865年までに残った者はわずかに20人のみ。そして50人以上が破産。……1861年、工場検査官R・ベーカー氏は次のように報告している——、すなわち、383軒の小屋工場のうち、1年前と同一の織布工が経営しているものは198軒のみ。83軒は新しく人が変り、25軒は空屋と化し、そして68軒の小屋工場では実に蒸気力から人力へ変つている。

もとより業種と業態により、産業革命の技術、機械化等の要素を取り入れ、資本主義経済の方式、法則をその経営、組織にとり入れたもの、また、それが可能であったものは、手工業者等の小零細企業から中小規模の近代的企業に生成したものも多かった。しかし、それを実行せぬ、あるいは実行が不可能であった多くの小零細企業は、この、最初の「賃金戦争」において多く敗北した。その大きく減退を示した時期が、「賃金戦争」のいま一つの主題である「最低賃金法」制定という決定的時点であるとすれば、それはイギリスにおいては1906年であった。「賃金戦争」における小零細企業の敗退は、たとえば1808年に最低賃金法案が議会否決の運命を喫した時でも進行していた。それはまた、これらの小零細企業が直面した「賃金戦争における敗退」は、実は「敗退」ではなく、資本主義新経済社会における発展法則に適合し、経済合理性に即応する「賢明な対応」であることを、イギリスの小零細企業が、最も早く承認したためでもあった。すなわち、すでに、かれらの前には、一方において、「世界の工場」という名声と規模とに達しつつあった資本主義産業の大きな労働人口受入態勢が広く開けており、その賃金所得水準は、「賃金戦争」に疲弊したかれらの独立小零細企業所得より高かった。また一方には、かれらが信奉するイギ

リス経済学が、資本の使用の方向の有効性という質の点と、資本投入の量の点が、個々の産業においても、一国の産業においてもその発展に最大の要件であることをくりかえし説いていた。とくに、そのなかで、個々の企業においても、一国の経済においてもあい通じるとされるつぎ⁽⁶⁾のような「賃金支払能力」についての分析は、かれら自身の企業の進退観に対して早くから大きな影響を及ぼした。

賃金によって生活する人々に対する需要は、あきらかに、賃銀の支はらいにあてられた基金^{ファンド}の増大と、比例してでなければ、増大しえない。これらの基金には二種類あって、第一に、かれらの主人たちの生活維持に必要なところをこえる収入であり、第二に、かれらの親方たちの業務に必要なところをこえるストック^{マスター}資財である。

したがって、賃銀によって生活する人々に対する需要は、必然的に、各国の収入と資財の増大につれて増大するのであって、それなしにはとうてい増大しえない。収入と資財の増大は、国民の富の増大である（「国富論」第8章「労働の賃銀について」）。

産業を興隆させ、一国の富を増大させるためには、資本の質、量とともに増殖をはかることが先決であるということを、資本主義の先駆国であるイギリスの国民は、経済合理性と結びついた国民性としてとり入れた。さらに、貧困な社会を救済する現実的力も「資本」にあることはマルサス（T. R. Malthus）によってもつぎ⁽⁷⁾のように強調された。

その固有の短所が、元来資本が欠乏していることであり、人口の過剰なことであったところの国に於ては、労働者雇傭の手段に対するかかる阻礙が極度の悲惨な状態をもたらすに違いないのである。アイルランドに於ては、かくの如く失業させられた人々を何時でも収容するような産業資本がないことは全く確かであるし、又大ブリテンに於てさえその転移は除々であり困難であるであろう。（それ故に、わが国の商工業は、それが既に失われた労働への需要を回復しうる前に、極度に増大しなければならないし、またなおこの点を越えた僅かの増大位では賃金の低き貨幣価値による利益は殆んど償い得ないであろう。）

(「穀物条例論一地代論」)

これらは、安定と発展を求める賃金に対する資本の需要力、あるいは支配能力について、主として一国経済、具体的にはイギリス経済について「賃金」と「資本」の関係を解明したものであったが、それらは同時に、個別の産業、個別の企業においても、産業、企業の存続と成衰がかかっている第一の要素が「賃金支払能力」のいかんにあることを、イギリス国民に、不抜とみられるほどの経済観として植え付けた。したがって、その支払能力が多く欠ける小零細企業の産業戦線からの減少は、世界第1位の資本主義経済躍進国の道を走っていたイギリス国民にとっては、まさに「経済合理主義」に即したものに外ならなかつた。

しかも、これらの小零細企業で転廃業することによって生じた労働人口（職人等の従業員と雇傭主）は、貧困階級や農村からの余剰人口ではなく、イギリス固有の中産階級として相当の貯蓄と相当の生産技術修練を積んだ人口であり、躍進中のイギリス産業労働人口に合理的な形態で吸収することができた。

イギリスの小零細企業は、このようにして、産業革命、資本主義到来とともに、主として「賃金戦争」に敗退して戦線を縮少した。しかし、それは「敗退」ではなく、「経済合理性」を賢明に実践したと理解されている点がイギリスの場合の特色である。しかし、その「賃金戦争」における「賃金支払」の資本能力が、ほとんど自己資本を前提とし、小零細企業には高利な私的金融以外、銀行等の外部資本導入のない時代の、いわば「第1次賃金戦争」におけるたたかいであったという歴史的制約は見逃しえない。すなわち、このような「第1次賃金戦争」は、主として手工業等の小零細企業に向けられ、つぎにつづく「第2次賃金戦争」は、つぎ⁽⁸⁾のように、これら小零細企業が敗退したあと、労働組合と資本家企業との間のたたかいで移った。

1870年代以前には機械および武器製造業にあっては小規模の手工業的經營が圧倒的であったと思われる。1870—71年においてすら、冶金工業および金属工業の1工場あたり雇用労働者数は、第7表のごとく、わずかに34.5人にすぎない。これは綿業の177人、羊毛工業の70人とくらべていちじるしくひくい数字

である。……クリックとワズワースも、バーミンガムの機械工業は各工種ごとに分立した小作業場によって特徴づけられる、この工業の発展は個々の企業規模の拡大によってではなく、企業数そのものの増大によって実現された、と述べている (Crick and Wardsworth, opt., pp 50—51)。鉄鋼の出現は、このような小作業場による機械製造に大影響を与えた。「ブラック・カントリーを通じて手工業的製釘業は、機械製造の釘の競争のためおとろえつけた。全体としてはバーミンガムはまだ小規模なタイプの組織を維持していた。……きたるべき事柄についての早い予告を与えたのは武器製造業であった。というのは小グループの職人による熟練作業は、60年代に大工場における半熟練労働者の雇用にきりかえられたからである。これと同じくらい顕著な変化がほかの方面にも生じつつあった。スタンプ・プレスはより広く用いられ、大規模工場はよりしばしばみられるようになった。(Crick and Wordsworth, opt. Cit., pp. 72)

3. 小売業における、小零細規模の低い構成比

1961年的小売業についての従業員数規模別商店数の構成比（百分比）は、「1～4人」層で76.8%で、日本(1966年)の88.7%，アメリカ(1963年)の79.7%，西ドイツ(1961年)の84.9%のいずれよりも小さい。その百分比を、さらに日本を100とする指標でみれば83の数値を示している。しかし、その上の「5～9人」層では16.3%で、日本の8.1%，アメリカの9.5%，西ドイツの19.7%のいずれよりも大きい⁽⁹⁾。

小売商の企業規模が、どこの国でも一般的に小さい点から、かりに「1～4人」を小零細企業とし、「5～9人」層を、中小規模層とすれば、小売商の小規模性という一般的な規定のなかでもイギリスは、小零細構成から最も多く脱却しつつ、その上位の中小規模層に重点をうつしているということができる。小売業の企業規模の大小については、その国の人口の多寡、需要の多様化性と組織化性から、都市と農村の関係、運輸通信の態様等、種々の要因によってその程度が相違する。しかし、同じ先進経済国として、小売業の企業規模が大体において近似した規模構成化をたどるなかで、イギリスが、全産業の事業所規模別構成の高度化と同じく高度化を保持している点は、主として製造業を中心

10 (10) イギリスにおける中小企業に対する経済思想と経済政策についての一考察

に考察される企業規模構成要因以外に、別な要因もあるのではないかという問題を提起している。この点について、資本主義経済開幕以来のイギリス経済学は、当初、小売商について、「國の富」を増大させるという一致した観点からも、¹⁰⁾ つぎのように、かららずしも低い評価を与えてはいなかった。

ひとつの資本は、四つのちがったやりかたで使用されうる。……さいごに（第4に……筆者注）、両者（粗生産物あるいは製造品）の特定の部分を、それらを必要とする人々のそのときどきの需要にあうような小部分に、分割することに使用されるかの、いずれかである。……第四のやりかたでは、すべての小売商人の資本が使用される。……若干の政治評論家の、商店主や商人に対する偏見は、全く根拠のないものである。かれらに税を課したりかれらの数を抑制したりすることは、とうてい必要ではないのであって、かれらは、たがいにきづつけあうほどに増大することもありえても、公共を害するほどに増大することは、けっしてありえない。〔「富国論」第5章「資本のさまざまな使用について」〕

しかし、アダム・スミスの理論を継承しつつも、協同組合原理等をも掲げたミル（J·S·Mill）は、¹¹⁾ つぎのような論点で小売業の発展には評価を与えず、かれに、「1850年の議会で英國の小売商人は十分の一に減少するも何等經濟上差支えなしと論ぜしめた」¹²⁾ と伝えられている。

協同運動の益々発展しゆかんか、……まず第一に単なる分配者の階級は減少するのであろう。この分配階級なるものは、生産者にあらずただこれを補佐するものに過ぎず、而してその人数多くして資本家の利得を遙かに超え、生産されたる富の大部分がその生産者の手に入らざる原因をなすものである。……もし分配者の数を制限して、商品を消費者の手許に近づけるには真に必要な人数のみにしてしまえば、多くの人々を養いたる利得は、今度は生産者の扶持および報酬に充てられることになるのであろう。かくの如く分配者を制限するうえに、かの協同組合の制度は直接頗る有効である。ただ同じ仕事を一層多くの人々が相分つのみであって、しかもこの場合、分配の低廉となるということはまずないのである。

この協同組合主義理論は、主として、1848年のマルクス・エンゲルスによる「共産党宣言」にあらわされた革命主義的左翼理論に対するイギリス中道主義経済理論であって、それが、イギリス労働組合と、それと表裏一体をなした消費組合運動の発展により具体化するまでには、相当の年月を要した。また、イギリスの小売商は、「第1次賃金戦争」において手工業等の小零細企業が敗退したような過少資本、低企業利潤ではなく、小零細規模製造業にはみられない流動資本をもって、むしろ、小零細企業の保壘を守っていた觀があった。しかし、イギリス経済学に貫して流れる、「資本の有効なる使用方向」という思想は、この理論でふたたび、労働者の賃金所得よりも高い水準の小売商人の企業利潤所得に対する批判と結びついて、人々の相当の関心をえた。それがやがて、イギリス労働組合と、それと表裏一体の関係にある消費組合の発展により、国民の大きな新興層である労働階級の購買組織化の理論的支柱となって、事実上、小売業者の自由販売市場を制約することになった。もっとも、イギリス経済の世界第1位の高所得水準と文化生活の上昇は、小売業に、消費組合による一大組織化販売市場と並存しつつも十分なる販売市場を保有させた。その限りにおいては、小零細小売商の生存、発展も大きな打撃を受けたということはできなかつた。しかし、その基盤であるイギリス国民所得の高水準が、国際経済の変化により成長度を鈍化し、消費経済が種々引き締められ、とくに「割賦販売信用」の統制が、他国におとらないほど受けるイギリス小売業は、なお、小零細規模の退潮と、中堅中小規模の充実への動向のもとにおかれた。

III 中堅規模企業における、高い構成比の背景

1. 中産階級の思想と、中小企業論

世界各国の中小企業政策において、中小企業の維持振興を説く場合、それは一国政治、経済社会の安定要素である中産階級の有力な一環であることを強調することが共通である。しかし、政治的、社会的因素をも多分に含む中産階級尊重、維持論を経済的な中小企業政策に連結させるのは、中小企業がその環境であるところの一国産業構造が動搖、不安定または転換等の動向を示したとき

12 (12) イギリスにおける中小企業に対する経済思想と経済政策についての一考察

に多く起こる。各国における中小企業政策中への中産階級論の登場は、形態、様相、背景等で文字通り「国さまざま」である。しかし、イギリスの場合は、比較的に、動搖、不安定はぬきにしても、昔から一貫して中産階級論がみられる。そのなかで、小零細企業層ではなく、主として中堅規模企業層の健全経済的な評価のため用いられたイギリスの中産階級論の1例をみればつき¹³のとおりである。

イギリスは、数々の不幸と失敗があったにもかかわらず、相当素晴らしい成功をおさめていると一般的にいうことができ、それは主として、中産階級の知恵によっている。……かれらは単に技術的および経営的才能を吸収したばかりでなく、『社会的熟練』を吸収した。すなわち、国家に対して自由を守り、制定法に対して慣習法を支持し、専制政に対して議会制を、常備軍に対して市民軍を、公共事業または個人独占企業に対して私営企業を支持した。かれらは、実践的方法によって自分たちの営業の自由を、国の免許範囲から明確に独立させ、法以前に自力で獲得した自由を、全市民に広げた。……すくなくとも19世紀末までには、人々の才能を需要ある特別の進歩に向って開発する考えを何ら示さなかった聖職支配階級の体制を、「調和と規律ある自然的体制」とみなしていた農村から、イギリスの中産階級はほとんど脱却しつつあった。……イギリスの中産階級は昔から現在にいたるまで、辺境開拓者的な先駆者ではなく、むしろ、才能の循環的な基盤の上に立ち、広い意味での指導能力を有するすべての人々の自然的な社会的運搬車であり、……高い地位にある者も低い地位にある者も、すべて静かではあるが、うごいており、すべての者に、機敏に欠けることがないかぎり、相対的ないし絶対的地位の改善余地が残されている。……

1935年の産業調査により集計された53,217工場のうち、従業員50人未満の工場は総数の半数をこえる31,756、50～199人層は15,000をわずかにこえるのみ、200～999人の中規模工場はようやく5,200で、巨大工場は数百をかぞえるだけである。(H. Leak and A. Mazel : 'The Structure of British Industry', journal of the Royal Statistical Society, Vol. cvm, par 11, 1945) 一体、経営者とはどんな人を指すものであろうか。それは、ロケット工場の社長から小工場主まで、メ

トロポリタン兵器工場の技師長または会計主任から機械工具店の管理人または大商店の上席支配人にいたっている。彼等の収入は、年1,000ポンドないし5,000ポンドであり、また、100人のスタッフをもつ者から、10,000人のスタッフを支配する者もあり、支配する資本額は4～5百万ポンドから数千万ポンドあるいは巨万の額に達する者もある。……しかし、1947年にある商社の社長が株主に語ったところを引用すれば、これらの経営者の交替はひじょうに早く、その在職中の功績の評価が適切にできないほどである。彼等の相当部分は、工場の現場から循環的に昇進してきたものであり、それは、きわめて小規模な工場の場合には十分想定できるし、より大きな工場の場合にも大部分あてはまる。拡大する企業は、底辺からの急速な向上に対して常に通路を用意しているものであることが歴史の示すところであり、その通路に近づこうとする人々は、戦後においては戦時中より多くの機会に恵まれるようになったと信じられる。

現在までもイギリス国民に一般的に、また、根強く持たれているこの中産階級尊重論中、「すくなくとも19世紀末までには、聖職支配階級の体制を信奉した農民層から、イギリスの中産階級はほとんど脱出しつつあった」というのは、いわゆるブルジョワ革命であった。商工業者等の中産階級が、世襲貴族、僧職貴族、上級僧職者等の政治的、社会的および経済的支配体制およびそれらの信奉者である農民から脱却し、ついにはそれらに代わって社会の優位をも占めるにいたるには、産業革命、資本主義生産という純経済的要因だけではなく、イギリスの場合でも、チャーティスト運動などの、民権と経済権の獲得、解放運動が必要であった。また、本来的に対立する資本家階級と労働者階級の双方にわたって、あい通じて同一グループとして構成される「中産階級」という社会経済階層を国民的合意によって形成するにいたるまでには、両階級双方とも、かれらの産業開発能力と、企業労働所得において、市民あるいは国民という一致した結合点を自覚、尊重し、かつ、均衡するという、イギリス固有の慣行が樹立されなければならなかつた。

このようにして生成されたイギリス中産階級観は、なお、その発展のために

14 (14) イギリスにおける中小企業に対する経済思想と経済政策についての一考察

は、本質的な問題をさらにぬぐい去ることを必要とした。資本家と労働者との同一中産階級としてのは握は、イギリス社会主義の理論的左派指導者の1人によって、「わが国の中産階級は、ロシアのそれよりもはるかに浸透的であり、大英帝国における有産者は、まっすぐに労働者階級にまで下って延び、多くの財産は、労働組合、友愛会、その他、労働者階級の福祉のための諸団体によって所有されている。」(G. D. H. Cole "Socialist Controle of Industry" chapter II)¹⁴と、労働者階級の中産階級への内面的連結が説明された。事実、イギリス労働組合組織は、いち早くその銀行部門を開設して組合員労働者の預金を吸収し、これを購買組合事業に運用した。その資金運用は国内のみならず海外の労働組合購買事業投資にも及び、ついには関連生産事業投資にさえ及び、事業の規模と実勢は大企業のそれに劣らないほどであった。一方、労働者の貯金も、繰り返された賃金闘争の結果にみる所得向上により支えられたほか、資本主義以前からの伝統的貯蓄心によって支えられた。

1601年に第2回目の救貧法 (Poor Relief Act 1601) を与えられたイギリス国民は、それは第1回目 (1576年) より相当改善された社会政策立法であったにもかかわらず、なお、かれらの自尊心を傷つけるものとしてあまり歓迎せず、むしろ、経済的困窮に際して自分たちを守るのは、かれら自身の「貯蓄」以外にないといっそう痛感した。貯蓄組合、相互扶助組合、保険組合、保証組合等が大きく普及し、政府もそれらの奨励策を種々講じた。1722年、1782年、1834年の、産業革命以後の新しい経済社会に対応するように救貧法は3度も改正されたが、それらに対しても一貫してイギリス国民の自助的経済方針は堅持された。このことがとりもなおさず、資本主義経済の開幕と、その後の順調な発展をイギリスにもたらし、そのなかでもとくに、あらゆる企業に自己資本充実の必要観を強く植えつけた。労働者階級に対してさえ、「少額の保険掛金で多額の保険給付を」という政策スローガンが投げかけられ、労働者の貯蓄総額は、優にかれらの全生計を1年ないし2年分も支えることができるほどであることが、為政者から誇らしげに語られた。

この貯蓄増進こそが、イギリス労働者階級が階級闘争主義にはしらないで、

庶民層の生産者、手工業者等とともに健全中産階級として独得の評価を受けるようにした原因であった。

また、手工業者等の中小企業者が、経営、手腕發揮によっては、大企業の経営者、管理者ともなることができるという相互交流の関係は、自由経済競争という資本主義方式によって可能であることが強く確信された。すなわち、そこには、大企業家と中小企業家との間に、断絶的な格差の障壁が存在せず、大企業、中小企業間に見られる格差は、単に両者の「資本」の平面的な差異によってもたらされるものであるという認識があった。

2. 資本主義の自由経済と、中小企業論

資本主義経済発展のその後の現実は、資本の用途のいかんの評価法則にしたがって、漸次商工業中心時代に向かったのと並行して、規模の経済が平面的な量的な、企業間の平等、同一基準に立つ自由企業、企業競争原理から進んで、資本の量的優勢がもたらす、技術、機械、情報、組織、研究等の幾何学級数的な優勢が、大資本、大企業に加わることを明かにした。資本主義経済の発展は、産業革命直後にアダム・スミスの「富国論」が想定した様相よりも以上に、その自由平等経済競争原理が厳しい優勝劣敗の様相であり、あるいは、独占、寡占の進行から新統制経済さえも導入しつつあるような面さえ示した。さらにイギリスの、いわゆる古典学派の経済学が資本主義経済の進展をリードしは握するに困難となったのは、増大する労資の対立とともに、ドイツからロンドンに亡命していたカール・マルクスの階級史観的経済思想がイギリス労働組合およびその政治結社組織のなかに潜入しようしつつあったためであった。

自由・平等の前提に立つ経済競争のなかに経済価値の最大を挙げることができたアダム・スミスの「富国論」の学説は、その後、リカード、マルサス、ジー・エス・ミル等の、一部、批判、修正を加えながらも1世紀半以上の長い間、イギリス国民の根深い、かつ、多くの企業家にとっては一種の積極的な経済活動指導原理にさえなってきていた。しかもそのなかには、小零細資本の手工業者等の小零細企業は、資本競争上の自然淘汰から、減少の運命が経

済合理性によって帰結されることが含まれていた。

しかし、1890年にいたり、イギリス経済学は、アルフレッド・マーシャル (A. Marshall) により、つぎ⁽¹⁵⁾のように、「資本」競争の原理から、「組織」の法則に立つ経済観に新たな展開をとげた。

アダム・スミスは一面に彼の時代に未曽有の速度をもって発展しつつあった微細な分業と微少な産業組織との一般利益を主張しつつもなお細心であって、該制度の失敗した多くの点と該制度に伴う幾多の附帶的弊害とを指示した。併し彼の追随者の多くは哲学的識見も劣り又或る場合には世界についての眞実の知識も劣っていたため、在るもの即ち悉く正しいと大胆に論じた。例えは彼等は、若し或る人が企業経営の才を有するならば彼は必ずその才を人類の福利のために用うるように導かれて行くと論じた。又同時に他の人々も同様に自己の利益を追求し、之に導かれて彼が最も良く利用し得る如き資本を彼に使用せしめるために準備すると論じた。……然らば次の点を丹念に探究するを要する。即ち下級産業等級が潜在的の心性的才幹を用い、之を用うることから快樂を得、又之を用うるによって之を強固ならしめる機会を増加するように現在産業組織を変形するのが利益ではないかという点である。何故かと言えば、若しかかる變化に福利があるとすればその變化は既に生存競争によって行われていたらうという議論は妥当せぬものとして排せねばならぬからである。

人間の特權は将来を測知し、次の一步への途を準備することによって自然的発展の上に限りある——併し——実効ある調節力に及んで行くのである。……又新しい基礎の上に急激な社会組織の改造を行わんとする諸提案の急速なる潮流と歩調を共にするには甚だしきに過ぎる程緩慢でなければならぬ。事実に於て吾々の新たな自然支配力は一面に極く近時迄物理上可能であったよりも遙かに大なる産業組織計画に門戸を開くと共に、社会的・産業的構造の新発展の提案者の上に一層の責任を課するのである。蓋し制度は急激に変化されるかも知れぬが、なおその制度が持久すべきものならばそれは人間に適切なものでなければならぬからである。

一有能者は恐らく若干好運の機運に助けられてその生産業に強固な地歩を築

く。彼は勤勉に作業し慎ましく生活する。彼の自家資本は速かに増大し、彼をして一層の資本の借入れを得せしめる信用はそれよりもなお速かに増大する。……この過程は彼の精力・企業心・彼の発明力・組織力がその全幅の強力性と清新性とを維持する限り進む。又企業と分離し得ない危険が彼に例外的損失を来さぬ限り進む。……茲で吾々は森林中の若樹が、年長の競争者の息詰まるような暗い陰を抜いて成長の苦闘を営むことから教訓を学びたい。……例えば高木は競争者よりも多くの日光・空気を受けても、彼等は漸次活力を失い、一本一本と他の木——物質的強力性こそ弱いが青春の活力を持つ他の木——に地位を譲るのである。樹木の成長に於ける如く、巨大株式会社——之は往々行詰まるが俄かに死滅しない——の近時の大發展以前に於ては原則として企業の成長も亦たそうであった。今日はこの原則は決して普遍的ではないが、多くの産業・交易に於ては依然行われている。自然は依然私人企業を圧迫する。それはその企業創立者の生命の長さを限ることにより、又彼等の生涯中その才幹が全幅の活力を持続する年数を更に一層狭く限ることによる。……若しこの企業が株式会社に転化すればその企業は分業と特化熟練・特化機械との利益を保持することもある。……併しその企業は恐らくその弾力性と進歩力を著しく失っており、ために新進の小敵との競争に当ってもはやこれらの利益は排他的に右の企業にのみ帰しえないのである。

わずかなこの一節は、マーシャルの「経済学原理」その他によるかれのぼう大にして精緻な新学説の概貌を伝えるものではないが、そのなかの、中小企業の成長に関する引用として、そのなかからつぎのような新見解が生れていることを示している。その第1は、資本主義經濟到来前から形成されていたイギリスの中産階級が、資本主義の経済社会となり、資本家と労働者の2大階級に分裂していたのを救済した。すなわち「資本」という資本主義經濟の第1義的機能原理のさらに奥底に、あるいはその上位に「人類社會の發展をとげようとする人間」を発見する新經濟觀によって、大企業も中小企業も相互交流する成長国民層という概念で新たに中産階級論を復活した。その第2は、「資本」の量的自由經濟競爭に代わり新たに經濟社會の新機能原理となつた「産業組織」に

については、資本家または労働者による急激な産業組織の変革ではなく、新制度が持久するものであるかぎり、技術および自然力に対する人間の支配力が実際上可能な範囲、段階にとどめるのが賢明であるという、中産階級にふさわしい中道主義の提唱であった。その第3は、「技術および自然力に対する人間の支配力の増大」という新しい経済の目標達成を、社会の実際の発展度と現実的に適応するほどの速度で行なうには、「近時大発展を示している巨大株式会社」のそれよりも、健実な中堅企業を中心とする、真実の安定と発展とを内容とする国民経済が課題であるとした。イギリスの中産階級尊重論はこのようにして、アルフレッド・マーシャルの「新古典経済学」理論によって、資本主義経済においても、ふたたび、イギリス国民に、血液に溶けこむように浸透することになった。

3. 「適正規模」論を中心とした、イギリス経済学第3次展開と、中小企業論

アルフレッド・マーシャルによって復活された、一種の産業中産階級論は、1931年のE.A.G.ロビンソンの「競争的産業の構造」(The structure of competitive industry)等を中心に、いわゆる近代経済学派の産業経済学理論として、新しい展開を示した。その書の、中小企業に関する部分の要点を抜き出してみれば、つぎ¹⁰のとおりであった。

① ロビンソンの経済論もまたイギリス経済学説の伝統にしたがい、イギリスの国民所得、国民の富の増殖をその追求目的とすることから、つぎのようにはじまっている。

イギリスは今日でも世界で最も豊かな国の一である。イギリスの平均所得は、他の大部分の欧洲諸国の平均所得と同じぐらいか、それよりも高い。……だがそれ以上にわれわれの消費水準をひきあげ、この国の産業の近代化、防衛の改善、よりよい社会福祉施設の提供など、必要とされるより多くの諸資源を満たすためには産業の能率を向上させる必要がある。二つの大戦の結果、われわれは従来にもまして自らの当座の努力に頼らざるをえないようになり、他国と競争して生産し、輸出品を売りこむ自らの力にいっそく頼らざるをえなくな

った。

② 展開された「産業構造の競争的な近代化経済論」は、その帰結を「最少の費用で最大の成果を」という古典学派的命題に求めながらも、新たに、諸方法中、企業組織の最適規模化への検討を第1位におき、しかも、その組織機能が従来の経済学的諸要素に優先することが、イギリス経済の新らしい近代的発展に必要であることをつぎのように強調している。

すべての人が豊かになれるようなイギリスの国民所得を最大限に増大させるにはどうすればよいか、というこの大きな問題に関心をもつなら、われわれは産業能率の研究、すなわち最少の費用で最大の成果を獲得する方法の研究から出発しなければならず、能率がどのような形態の産業構造に導くかということを知らなければならない。……もしイギリスの競争相手国が、新しい、より経済的な方法を発見したとすれば、わが国はこれに追随するか、われわれの取引を失うかしかない。外国の競争者が産業の再編成を行なってしまった場合、国内の産業にとって再編成は選択随意なものではない。それは死滅に代るただ一つの途なのである。……事業単位の最良の規模を決定する諸要因は、市場が少なくとも一つの最適規模にある企業の全生産を充分吸収できるものと仮定すれば、つぎの五つの範疇に分けることができる。すなわちそれは、技術最適規模に寄与する技術的諸要因、最適管理単位に寄与する管理的諸要因、最適財務単位に寄与する財務的諸要因、最適販売単位に寄与するマーケッティングの影響、ならびに産業の好況・不況に直面して最大の存続力を有する単位に影響を与えるところの危険および景気変動の諸要因である。……もしわれわれがイギリスの産業能率が増大するのを見たいと望むなら、われわれは注意を最適規模の達成にむけるのと同時に、競争の激しさとか、陳腐化した製造方法や機械設備を除去し補填する企業家の気力とか、市場を獲得するために費用を切り下げ利潤を切りつめる彼らの決意とかにもむけなければならない、とわたしは思う。だが、これら規模以外のものも同様に重要であると主張することは、諸々の事業が本当に規模からひきだすところの経済性——それはしばしば大きいものである——を最大限に掘みとろうと期待しているかもしれぬ市場の諸条件の創設の

方向を、事態が要求しているときに、経済政策がその方向を志向すべきではないということを意味することにはならない。

③ 論はついで、この最適規模への条件と発展経路の展望について、上記の五つの範疇にわけて詳細に分析、展開されていくのであるが、結論的には、大規模企業の「規模経済の利益」の圧倒的な優勢を明らかにしている。しかし、一方では、イギリスでも、またその他の国々でもなお多数みられる中小規模企業について課題の考察を、主としてイギリスの中小企業の実際を例にとって、つぎのように、行なっている。

イギリスでは、1,000人以上の従業者を雇っている製造工場で就業している全従業者の割合は、1935年には21.5パーセントであったが、1951年には30.7パーセントにまで上昇した。1935年には約半数の従業者が300人以上の従業者を使用する工場で雇用されていたが、1951年にも同じく約半数の従業者が400人以上の従業員を使用する工場で雇用されていた。だが、ほとんどすべての国において工場の実数は、減少するよりもむしろ増大しつつある。小企業はたえず発生し、彼らの従事できる活動範囲をたえず見いだしている。……小企業において人びとが自分たちのもっているものを多く与え、そして他人から多くのものを得るならば、またさらに、彼らの個性と意欲とが大企業の従業員の優越した能率を相殺することができるならば、いまなおイギリスの多くの産業においてそうであるように、小企業が存続し繁栄し続けるのをみいだすことができるであろう。イギリスの産業家たちの個人主義と自信の強さとは、ただちに彼らを整合することを困難にすると同時に、彼らを賞嘆すべき小企業の経営者にしているのである。この利点を損失から区別することはむづかしい。イギリス人が徐々にしか古い考え方を捨てていかないことは、大規模が技術上必要とされる産業においては、たしかにハンデキャップである。しかし、個人の細部にわたる注意が必要とされる産業においては、そのことは往々強みの源泉なのである。小企業の多数性(multiplicity)は産業的後進性の証拠ではなくして、管理能力の豊かさの証拠であるかもしれない。

④ 観察はさらに、主としてイギリスの中小企業について、今までその産

業構造基盤としてすぐれたものをもっていたことを認めつつも、大規模企業の利益との関連において、「競争する産業」としては、それのもつ固有基盤がむしろマイナスとなり、改善を必要とするにいたったことを、つぎのように、いくつかの例をあげて指摘している。

(i) イギリスの大部分の産業と商業は、なお有限責任制の利益を享受しない普通の企業によって営まれている。とはいっても、もし彼がその貯蓄を許す以上に速く拡張することを望み、所有者の生命から独立した存在をその事業に付与することを望むとすれば、彼はその事業を私会社 (private company) から公会社 (public company) に改める必要がある。……創意と危険をおかす意欲とがとくに重要視される産業においては、今日つぎのような見解をもっている多くの事業の指導者たちがいるが、それらの見解とは、他の株主に対して彼らが最小限に負わされる公会社組織は、彼らの事業を束縛するような影響を与えるという見解、株主は別として、指導者の立場からは不必要なものとみなされてきた抑制と保護とがやはり必要であるという見解、指導者たちが長い目でみて賢明だと考えないことを行なわせるため、彼らに圧力が加えられるのであろうという見解などである。これらの能率の基盤である独裁が制限されるのであろうという見解などである。これらの見解が正当化されると、企業はかなり多くの場合、より大きな直接的能率とより高い成長率とのいずれかを選択しなければならないことになる。そのどちらかの側に、必ず利点が見いだされると限らないことは明らかであろう。だが、創意や企業心や、また、目前の直接的利得よりも長い目でみた利益を優先させる力が最も強く働くのは、まさにこの成長の期間中であることを記憶しておくことが肝要である。

(ii) イギリスでは、企業が使用する建物や機械などの企業自体の固定資本を企業自体でか、またはその株主から調達した基金でもって供給するのが普通であった。原料や賃金などの流動資本については、企業は銀行に頼ってきた。かなりの数の旧態依然たる企業は固定資本に関してだけではなく、流動資本に関しても常に好んで自給自足をとってきた。他のいくらかの国ぐに、とく

にドイツでは、その銀行は産業の固定資本を供給する方向において従来のイギリスの銀行よりも進んでいた。……したがって、この貯蓄を最も有効に使用しうる人たちの手元に送るための径路ができるだけ広く開放的であること、またそれが可能な限り、借り入れ行為が、最も有効に貯蓄を使用しうる人たちの創意を制限するような形で作用してはならないことが肝要である。……金融の源泉を家族に頼ることができる場合には、零細企業はたしかに特殊な利点を享受するかもしれない。しかし相続税や他の税負担がいっそう重くなるにつれて、こうした特殊な利点はますます制約され、企業が相当の規模に到達するまえに消滅してしまう傾向がある。

(iii) 多くの産業、とくに小企業の支配的な産業においては、科学・産業調査局 (Department of Scientific and Industrial Research) の支援と財政的助成を受けて、調査協会 (Research Association) のもとに共同研究が組織されている。一産業全般にわたる科学的諸問題の解明や些細な科学に関する紛争の解決が必要な場合、この共同研究は非常に貴重である。しかし当然のことであるが、いくつかの巨大企業が有している研究部門が、もっぱら当該企業のみに入手できる新生産物や新生産方法を開発するために用意しているところのそれと比較した場合、共同研究は少しも個々の企業の助けにはならない。… …250人かそれ以下の従業者からなる小企業は、例外的にしか本格的な研究をする余裕をもたない。もちろん、狭隘な市場における特殊な生産物を製造する小企業が進んだ新しい技術を開発するような例は二、三ある。中規模の企業はたとえ調査研究に従事することができたとしても、現存する研究チームをどうにか維持できれば上々といったところである。むずかしい諸問題を解く能力をもった第1級の技術者からなる強力な研究チームは、たいていの場合現存の大企業のなかに見いだされる。

(iv) 従来、イギリスはほとんど、どの国よりも垂直的統合を見受けることが少なかった。これは主として、国内供給の独占化を不可能にしてきたところの原材料の自由貿易の存在と、そのほとんどが効果的な独占化を不可能にするところの海外の供給源への依存度が大きいことによる。ゴムや鉄鉱石の場合

のように、これらの供給源の独占化が試みられた場合には、イギリスの製造企業と海外の原料供給者との間に垂直的統合が形成されてきた。だがこれまでには、自己保護に対する必要性がドイツやアメリカ合衆国におけるほど痛切なものではなかったので、この種の結合型はまだ僅かしか発達していない。しかしながら、最近の20年に進行してきた原料支配のための種々な計画は、製造企業が諸経費節減のために企業結合にもむかってある程度導かれていることを示している。事実、生産センサスとか、サージェント・フローレンス教授やロスタス氏およびその他の人々の調査によると、従業員数で測定した場合、イギリスの企業は大多数の産業においてアメリカの企業よりも小規模でないことを示した。（ロビンソンのあげている調査は、主として S. Florence, Logic of British and American Industry<1953> および L. Rostas, Comparative Productivity in British and American Industry<1948> を指すものと思われる。——訳者）このことの理由は、単なる市場規模という直截で単純な経済性よりも、アメリカ市場の性格や規格化を進んで受け入れようとするアメリカの消費者、および消費者を販売圧力によってひきつけようとするアメリカの生産者と小売業者の決意と力などによって説明されるように思える。

概略、以上のような、イギリス経済学の第3次展開は、産業構造、その一環としての中小企業に関する所論で、小零細企業については「適性規模」から遠い存在として、その減少を不可避なものと暗示し、中堅規模中小企業については、その従来までの安定、堅実性の今後における再検討を要する在り方について明かにした。とくにその方法論においては、第1次世界大戦を契機とし、さらに第2次大戦以後は一層明かになった、イギリス経済のおかれたきびしい国内、国際両経済環境の変化に即応して、きわめて、実証的であり、かつ、現実政策論的であった。したがって、中小企業論に、自主独立の企業家精神、自己資本充実の安定と発展というような中間階級的裏付けは握ないし評価は表面から姿を消した。あくまで純経済要素的実態分析と国際市場的視野による中小企業の存立と発展の条件が解明された。もとより新しい経済学を、つぎのようないくつかの技術、経営、組織およびその他の環境のひじょうな発達、変革をとげつつある

経済社会のなかでもなお、「もっている自らのある種の利点」をきわめて適切に発揮できるかぎり中小企業も、大企業ともども新しい経済社会に、イギリス産業構造のこれから構成分子として立派に承認されることを認めている。

これらの利点がすべて大企業の側にみいだされるとすれば、産業がすべて大企業で構成されていないのは何故であろうか。その解答は巨大企業がある種の不利益や限界をもっており、一方、小企業が自らある種の利点をもっているということである。

イギリスの中小企業は、新しい近代化への道を集中的に象徴した「最適規模企業」に向かっての前進を示すかぎりにおいて存続、発展を約束された。その方向への努力を示すかどうか、その実践の度合はどうであろうかは、イギリスの中小企業が、かれらの企業の発展と、イギリス経済発展について、自信と反省の両端の振子に、いずれを選択して「量目」をかけるかにかかっている。その「最適規模」への道は、技術、経営、組織等の新しい経済成長要素が、国内および国際両経済面にわたり明確化されるにしたがい明かになるという過程を必要とする。しかし、現代および今後の経済学と情報力の急速な発展は各国にこの方向への努力を怠惰にさせてはいない。やがて「最適規模企業」に志向する企業層が、「中産階級」に代って、中小企業の別名になることがすなわち、イギリスにおける中小企業論の近代的な新しい進路の一つであろう。

IV イギリス中小企業政策の近代系譜

1. 労働党政府を中心とした、政策

イギリスは、君主制を強くまもるトーリー党 (Tory) と、君主権力を制限して資本主義経済に自由な政治的立場を開こうとするホイッグ党 (Whigs) が、18世紀後半からはじまる政党政治方式で近代経済政策をはじめた。「保守主義協会全国民連合会 (National Union of Conservative Association) からさらに分裂した自由党は、従来の救貧法を「ビクトリア王朝救貧法」としてその恩恵的性格に批判的であり、新しい労働者対策の社会政策に熱意を示した。とくに、労働者には、現在の1ペンスよりは将来の10ペンスをという社会保険政策のスロ

一ガンや、協同組合に積み立てられる国民大衆の貯蓄こそが、イギリスが誇ることができる国家経済力の有力支柱であることが保守党、自由党から唱えられた。一方、チャーティスト運動後一時退潮したイギリスの労働運動は、1867年の独立労働党 (Independent Labour Party), 1900年の労働代表委員会 (Labour Representative Committee) 等の組織を経て、イギリス労働党の結党となり、それは第1次世界大戦中に、自由党と連合して政権の座につくにいたった。戦後の1929年には第2次マクドナルド労働党単独内閣が実現したが、比較的な多数党で力が弱く2年余の生命に終った。しかし、外に向かってはソビエト革命政府の承認と、国内的にはつぎ¹⁸のような「マクミラン委員会」の設置とその報告書完成という画期的な政策態度を示した。

労働党内閣は、1929年11月に「銀行、金融及び信用をば其等の諸業務を支配する国内的及び国際的諸要因と相関連して検討し、且つ是等の諸機関をして商工業の発展並に労働者の雇用を促進するに貢献せしめる途を講ずべき勧告案を作成せしめること」を目的として、「金融および産業に関する委員会」 (The Committee on Finance and Industry) を設置した。委員には、マクミラン以下、ケイーンズ、グレゴリー、マッケン等の政府、学界、銀行、産業、商業、産業組合、左翼等を代表する13名の知名、代表的な人物が選ばれた。1931年7月にいたって調査の結果が発表され、その第1部では、「我国の財政が不健全であり、生産其他の理由により我国の産業が競争に打負かされている限り、如何に寛大な条件で且つ如何に多額の信用を取り賄うも国民の繁栄を保持することはできない。」と結論している。また、国内金融政策に関しては各種の政策を配しているが、新企業の設立、企業の合同、長期資本および経営資金の調達についての援助を与える新しい機関設立の必要を勧告している。

この勧告書は、労働党内閣の手によるものであったにせよ、労働党外の知識をも容れ、とくにケイーンズの管理通貨制度に立つ経済論を背景にとり入れ、まず対外的には、たとえ当面、国際正貨がアメリカに吸い上げられるとしても、それを忍耐し、それを克服する、実質的な国際収支を改善するため、貿易競争にうち勝つための商品生産コスト低減を急務の策とした。つぎに国内的に

は、産業合理化の強力な推進と、失業減退のための産業活動拡大を促進する必要を強調した。第3に、イングランド銀行をはじめ市中銀行が、国際通貨の收支均衡のみに重点をおく金融政策をとり、国内企業の金融に消極的であるのを批判した。市中銀行のこのような金融には不遇であった中小企業金融は、住宅不足不整備等の他の不均衡とともに、いわゆる「マクミラン・ギャップ」として、その是正政策が勧告された。

しかし、イギリスでは、その国の経済に対してはじめての本格的な産業構造的分析を加えたこの画期的な勧告書によっても、これに対応する、速効的な改善政策はうちだされなかつた。

この国の中小企業は、いかにその小規模層が早目に大きく消滅し、中堅企業層が健全な姿で部厚い層をなしているとはいえ、全面的な産業構造的分析を機会に、あらためてその生産コスト低減能力等について大きな再検討を受けるはずであったが、事態はそこまで発展しなかつた。1930年に産業振興金融会社 (The Bankers Industrial Development Company) と、1934年に産業信用会社 (Credit for Industrial Ltd) が、マクミラン勧告の線にそって設立され、中小企業にも眼を向けることになつただけであった。

その後、保守党が政権を握ってからも、マクミラン勧告の線にできるだけ経済政策の方向は定められた。しかし、第2次大戦後に労働党が議会絶対多数のもとにふたたび政権をにぎるや、早くも1945年10月に、イングランド銀行の国有化法を実行し、その他いくつかの基幹産業の国有化計画を発表した。それは、産業構造に关心をもつ人々から、つぎ¹⁹のような期待をもって迎えられた。

その第1は英蘭銀行、その第2は石炭業、その第3は民間航空業、その第4は電気通信業、この4つが国営になった。……ところが、右の如き産業の国有化は、労働党のプログラムからいえば端的なものに過ぎない。同党はすでに鉄鋼業の国有案を提出しており、また本年度以後においては電力、ガス、鉄道、長距離輸送のうち少くとも、3、4部門はこれを国有に移すつもりのようである。そしてその他の部門、例えは綿業、陶業、家具、靴、靴下、陶土、カーペッ

ト、家庭用ガラス器、刃物、銀器等々についても、国有にはしないが、それぞの部門に運営委員会を作つて何程かの程度において社会化の目的を達する方法をとりはじめている。かくしてこの3、4年を以てイギリス産業の国有化、社会化の第1期プログラムに予定された産業が国有化された時は、それを掌握する政府の力は驚くべく強化されるであろう。またその時、資本家の手に残った産業で、政府の政策を左右し得るほど有力なものはなくなるであろう。

このような見通しのもとでは、中小企業分野もしだいに国有化あるいは、なんらかの形の社会化を受けるようになるのではなかろうかという見込が一部には生じた。しかし、それが杞憂であったことは、つき⁽²⁰⁾のとおり、冷静な観察によって否定された。

労働党従来の主張に従へば、社会主義は量的なものにして、其は all or nothing の問題に非ずして Less or more の問題なり。或国が社会主義なりや否やは、程度の問題にして、其の国の経済生活上に於ける社会化せられたる分野 (socialized sectors) と私的分野 (private sectors) との占むる領域の大小に依りて決定せらるべきなり。……而して労働党は先ず(a)に属する産業から社会化し始めて、次第に(b)に属する産業にも及ぼさんとする。次に右二者に属する産業が完全に社会化せらるる暁に、第三者の(c)の小産業及サービスをも社会化すべきや否やに付ては、労働党は其の必要なしとの見解を懷き居れり。其の理由は、若し一社会の産業制度の支配的分野が社会化せらるるならば、小産業は事実上此等社会化せられたる産業に完全に制約せられ、自由なる活動を為し得ざるに至るべき故、其の経営を殊更に社会化する必要なしとするに在り。

小産業者、サービス業が社会化をされなかつた理由についてのこの見解の解釈については問題の余地があるが、結果として、イギリスの産業国有化政策は、小数の基幹産業の範囲にとどまり、当時、社会主義革命のソビエトで行なわれてきたような、中小企業にも、社会主義化をめざす、すべて協同組合化等の社会化改編が行なわれはしなかつた。それは、中小企業を社会化から除外するといふ所論そのものではなかつたが、イギリスの社会主義においても、全産業に

及ぶ公有化が原則であると主張する労働党左派の理論的指導者である G. D.H. Cole のつぎ²¹ のような見解のなかにみられる、中小企業者をも含む、「広範、かつ有力な中産階級」の伝統的な共同態勢があるため、ソビエト社会主义革命におけるような新しい社会化改編を必要としないという、イギリス固有の理由があった。

社会主义は、特に選択された一定の産業の公有化の問題ではなく、産業が現在、全体としてその上に立っているすべての基盤を変える問題である。……しかし、専門家、技術家および管理職の人々を含む国民にわたる広範な、かつ、有力な中産階級をもつイギリスのような国では、中産階級の共同態勢が、社会主义運営における効率と非効率との間の大きな相違となるので、ロシアがその有産階級について取り扱ったと同じような方法で、単純にすべての財産所有者に対して賃金革命を適用することはできない。すなわち、わが國の中産階級はロシアのそれよりもはるかに浸透的で、まっすぐに労働者階級にまで達しており、かつ、多くの財産が、労働組合、友愛会、その他の労働者のための諸団体によって所有されている。

第2次大戦期に入ると同時に、労働党に代わって保守党が政権の座についた。この間、イギリスにも戦時経済時代が訪れたが、産業国有化から社会主义化の方針も、また、その範囲外におかれた中小企業の近代化政策とともに固有の発展を示す余裕を失なった。やがて労働党が終戦とともに第3次内閣を組織し新しい時代の産業政策を負担することになった。その労働党内閣が、勝利を獲得した総選挙を前にした党の年次大会で採択した、『われ等未来に直面せん』という表題の政策綱領は、つぎ²² のようにその社会主义政策に新たな展開を示し、そのなかにおいて中小企業に対する関心が国策の一環として、いっそう具体的に示された。

労働党は社会主义政党であり、かつそれを誇りとする。国内におけるその究極の目的は、大英社会主义連邦——すなわち、自由で、民主的で、能率的で、進歩的で、公共心あり、その物的資源をイギリス国民の利益のために組織するところの——の建設である。しかし、社会主义は週末の革命の結果として一夜

の中に到来し得るものではない。……公有と国営事業とにすべき時期が熟しあるいは熟し過ぎている基礎産業がある。立派な業績を挙げ、その有益な仕事をそのまま続行せしめて差支えない、多くの小企業がある。……急速に拡大してゆく近代経済において、生産のパターンも速やかに変化するであろう。新産業が発展し、旧式産業は当然の経過をたどって衰退する。産業構造も変化してゆく。新しい産業と新しい生産方式は、ますます大規模組織を要求しており、過去20～30年内における巨大産業の発達は、主として産業がこの要求に応じたものであった。……1945—51の期間に、労働党政府は、特定の産業問題を処理するために工夫された数多くの措置を実行した。ある場合にわれわれは、最上の救済政策は競争の促進であると考え、これを念願において1948年の「独占および制限的商業慣行法」を成立させた。他の場合には、作業部会報告にもとづいて、開発協議会その他の団体を設立し、中小企業の中央サービスを提供した。また、資金不足が最大の問題であることがわかった場合には、われわれは、映画産業の場合のように、特殊金融会社を設立して資本の適当な供給を確保した。さらに他の例——綿紡産業——では、直接補助金によって近代化を促進した。そのうえ、大規模の組織再編成と改革を行なわなければ産業の問題を解決できない場合には、われわれは国有化の措置で切り抜けた。……民間部門では、進歩はきわめて不均等であった。さらに研究を行なう必要を痛感している小企業もあるが、その他はぼんやりとさえもその必要に気付いていない。明らかに小企業は大企業よりずっと研究計画の資金捻出が困難であるに違いないが、この差異は、たんに規模や資源の差によるものではない。……

どんな対策をとることができるか。？ 労働党政府は、研究活動を行う企業に対する投資特別償却を継続し、必要とあれば拡張することによって、産業組織および開発法に基いて現存研究会施設を拡張して新団体を育成することによって、産業が研究の成果を一般的に利用しようとする見地から特許法を再検討することによって、研究を奨励するであろう。……この文書の基調とするところは、経済拡大であった。そのためには、新しい原動力が必要であるが、それは、とくに大幅の投資水準の増加からもたらされると、われわれは信じてい

る。もっとも広い意味でいう資本資源——新しい機械、方法、知識および熟練——が急速に蓄積されるならば、われわれは速かな生産の拡大を期待することができる。

このような政策綱領を掲げたアトリー労働党内閣の手によって、中小企業の生産性向上をも含むイギリス産業経済近代化促進組織がつぎ²³のように誕生した。

- ① 「企業運営委員会」(1945—46 Working Parties——雇傭者、労働者および第三者による経営協議体)
- ② 「イギリス経営協会」(1947 British Institute of Management. BIM——地方組織としては Local Management Association)
- ③ 「開発委員会」(1947 Industrial Reorganization and Development Act によって設立された雇主、労働者および第三者による Development Council)
- ④ 「工業生産性委員会」(1947 The Committee on Industrial Productivity)
- ⑤ 「英米生産性評議会」(1948 Anglo-American Council on Productivity)

2. 保守党政府を中心とした、政策

労働党内閣は、中小企業をも含めたイギリス産業経済の近代化、生産性向上の各種施策を、第2次大戦後の新しい産業構造高度化国際競争に対処して推進、苦闘したうえ、1951年に、保守党に政権の座を譲った。保守党内閣もまた、すでに世界第1位の富裕国の地位を失ない、世界の金融市場という威信の、ポンド切り下げによる失墜を回復するために苦闘しなければならなかつた。1954年経済白書（同年3月の議会におけるバトラー蔵相の経済報告）の一端はつぎ²⁴のとおりであったが、それは、生産性向上を中心とする政策の点で、交替した労働党内閣の政策基調と相当接近していた。

ここ数年来、産業は、技術面における訓練および組織水準の向上に大きな成果をあげており、イギリス生産性協議会は、獲得した知識の普及に役立っている。世界市場でイギリスが立派に競争してゆけるかどうかは、こうした努力をますます範囲を広げながら続けていくかどうか、また能率の妨げとなるようなやり方を次第に排除して生産諸要素のすべてを最もよく利用することができる

かどうかにかかっている。それはまた、新式機械や製造技術の利用と調査研究および科学的発見の成果の急速な応用に依存している。

また、保守党政府が、イギリス金融制度の近代化のため全面的な勧告を依頼したラドクリフ委員会 (The Committee of the Working of the Monetary System) は、1959年8月の勧告報告の一端で、^{つぎ²⁵}のように、労働党政府時代のマクミラン・レポートのなかの一部分を賞賛をもって引用しつつ、小企業金融についても重要な関心を示し、労働党政府の政策基調との間の距離をさらに接近させた。

(社会的にも経済的にも避けることが望ましいものであるが) 大企業の資本調達には開かれている若干の便宜手段を欠いているため、中小企業の成長が妨げられている危険があるという理由から、これらの問題に特別の注意を向けることが正しいとわれわれは考えている。これはマクミラン委員会が大いに留意していた危険の一つであり、同委員会の勧告の結果、若干のことが行なわれたが、更に改善の余地があると考えられる。今日においても、新しい産業発展を結実させているのは、中小会社や株式非公開会社であることが多い。近代産業における多数の小さな進歩のみならず主要な進歩すらも、その多くは会社がまだ全く小さかった時になされたものである。……中小企業に対する資本の提供を特別の関心事として来たチャーターハウス産業振興会社 (Charterhouse Industrial Development Company) のような新機関の発展の結果、中小企業が利用できるような投資資金調達の便宜は、マクミラン委員会の当時から、大きく発展した。商工金融会社 (ICFC) は、1946年にイングランド銀行、ロンドン手形交換所加盟銀行、およびスコットランド銀行によって設立されたが、……このようにして設立された当会社は、中小商工問題に携わる会社をつくるべきであるというマクミラン委員会の勧告にそって多くの成果をあげてきた。……この目的のためには、全国調査研究開発会社 (The National Research and Development Corporation) を利用することができよう。……われわれはこの種の会社が非常に大きな活動をすることは思わない。しかし、イギリス工業の技術的な発展を促進するような提案を、軽々しく無視することはできないと考える。イギリスの生活

水準が、主としてこれに依存しているからである。以上においてわれわれが簡単に述べた線に沿って活動すれば、この会社は世界市場で競争するイギリス工業の発展に役立つことができる。

イギリス政府の産業近代化への努力は、このように、労働党と保守党とが政権を交替しながら、しかも、その政治基調では根本的な相違をもちながらも、産業経済政策では大きな接近を示しながら、一致して国際経済競争に対処してイギリス国家経済を守ろうとしている。このなかにこそ、イギリスの中小企業が、産業革命以来、早目にその小零細企業層を減少させ、資本主義生産の合理性の性向に適応した中堅的規模層を比較的に充実させ、世界第1位の高度産業構造を誇っていた自負をあえてかなぐり捨て、新に中小企業の近代的な効率化再計画を進めようとする政策の登場がみられた。それは、労働党と保守党の政府による政策意識だけではなく、イギリス国民一般、その指導的立場のイギリス経済学展開第3の主題的方向でもあり、その1例は、E. A. G. ロビンソンの「競争的産業の構造」のつぎ⁽²⁶⁾のような「書き出し」の一端に代表されていることを、ここで、くりかえしても、価値がある。

イギリスは今日でも世界で最も豊かな国の一である。……だが、今日でも、多くの人びとは極貧の状態で面白くない生活を送っている。彼らの数は、たしかに一世代まえよりも少なくなってきた。だがそれ以上にわれわれの消費水準をひきあげ、この国の産業の近代化、防衛の改善、よりよい社会福祉施設の提供など、必要とされるより多くの諸資源を満すためには産業の能率を向上させる必要がある。二つの大戦の結果、われわれは従来にもまして自らの当座の努力に頼らざるをえなくなった。……イギリスと他の国ぐにのもつすべての利用可能な科学的・技術的知識を最もうまく活用すれば、20年で生産と国民所得とを50パーセント増加させることも不可能でない。……すべての人が豊かになれるようなイギリスの国民所得を最大限に増大させるにはどうすればよいか、というこの大きな問題に关心をもつならば、われわれは産業能率の研究、すなわち最少の費用で最大の成果を獲得する方法の研究から出発しなければならず、能率がどのような形態の産業構造に導くかということを知らなければ

ばならない。……もしイギリスの競争相手が、新しい、より経済的な方法を発見したとすれば、わが国はこれに追随するか、われわれの取引を失なうかしかない。外国の競争者が産業の再編成を行なってしまった場合、国内の産業にとって再編成は選択随意なものではない。それは死滅に代るただ一つの途なのである。

すなわち、産業の能率化という国民経済上の中心的課題は、アダムスミスの「資本の効率」第1義の時代から、また、マーシャルの、「自由経済の経済諸法則適用」第1義的の時代から、新たに「産業構造の、具体的な効率化再編成政策」の時代に入っており、第1次、第2次両大戦争の体験と影響が、イギリスはじめ各先進経済諸国に新しい経済学と経済政策の課題としてこれを課すようになった。「産業構造の効率的再編成」の課題のなかで、一国の中小企業問題が再検討されることになったのは必然的であって、イギリスにおける中小企業問題は、これを大きな段階として、一つの本格的政策課題とすることになったのは当然であった。しかも、この書の著者 E. A. G. ロビンソンは、「同じくロビンソンの手になるその姉妹編『独占』とともに、イギリス・ケンブリッジ学派の『産業の経済学』の体系を代表するものであり、イギリス型の『産業組織論』 Industrial Organization の原型としての地位を占めるものである。」のみならず、「戦時中は戦時内閣官房の経済部員、計画局 および 生産省の首席経済顧問を務め、戦後の復興期にも賠償使節団員や中央経済計画委員として活躍した。」⁽²⁷⁾ というように、かれらの産業構造論は、理論だけでなく、現実主義的であった。

3. 地域開発と関連した、政策

第1次世界大戦前後から、また、とくに第2次大戦後における新情勢において、イギリスの中小企業政策もようやく本格的な政策課題となって登場したが、それは、産業構造高度化国際競争とでも名付けることができる、新しい資本主義経済の国際的な動向に対処するためのものであった。その国内的な問題である、大企業の独占、寡占支配に対する中小企業の防衛については、イギリスではさほど重大問題化しなかった。すなわち、その中小企業は市場シェア

を、専門化等により比較的強固にまとまることができ、大企業系列下の下請小零細企業に対する支配強化も比較的にすくなく、同時に、国民一般も、協同組合等によりその購買を組織化していたので大企業独占、寡占への抵抗力は強かった。このほかに、イギリスにおける中小企業問題の表面的登場に、いま一つ特別な要因として、地域開発政策と関連させられた中小企業政策があげられる。

アダムスミスの「富国論」等で、資本主義企業の成立条件、あるいは生産価格形成の要素として重要性をもった陸運、水運は、その後の都市集中、過大都市化と、一方においては運輸通信の異常な発展とによって、大きな変化を生じた。さらにその変化は、従来の産業集積地の生産効率上に隘路を感じさせるようになったとともに、人口および住宅・交通の過密化から、いわゆる「公害」発生の問題をも惹起し、これに対する地域開発・再開発の政策をうながした。その地域開発・再開発が、地域産業経済の構造的政策、すなわち、新しい産業立地の展開において、大企業と中小企業のそれぞれの業種的組み合せに及ぶかぎり、それは当然に中小企業政策の新しい局面としてあらわれるにいたった。

すでに、1896年に、現代の「工業団地」の母と称せられるトラフォード・パーク団地 (Trafford Park Estates) がこの国で試みられたが、その後、失業問題の対策、人口流入による都市労働者の住宅難対策等を含めた多くの地域開発・再開発立法のなかに、多かれ少なかれ、中小企業の立地と開発がその一環となった。

それはまた、つぎのように、ヴィーバーリッジ等の社会開発学者たちによつて、イギリス社会公共投資の最大の対象となることになった。

欠乏、疾病、悲惨、無知という巨大な社会悪とたたかい、われわれの資本設備の改善によって生産力を高める方向に向けられる計画的財政支出の長期計画によってたえず前進することにより、需要の平均水準を高めることを通じて、改善は達成される。

また、企業と労働人口の既成大工業都市への集中について、「ロンドンは危険な状態にある。」とロイドジョージ首相をして叫ばせることによって、緊急の政治問題ともなった。

地域開発政策は、つぎのような諸立法により、逐次展開された。

- ① 1934年「特定地域（開発および改良）法」(Special Area [Development and Improvement] Act)
- ② 1945年「工業配置法」(Distribution of Industry Act)
- ③ 1946年「ニュー・タウン法」(New Town Act)
- ④ 1947年「都市および地方計画法」(Town and Country Planning Act)
- ⑤ 1961年「地方雇用法」(Local Employment Act)

地域開発政策内の中小企業政策としては、①失業に対してぜい弱な地域の産業構造を変更して多角化するように立地条件を整備すること、②労働者の地域間、産業間の移動の障害を除去すること、③不況産業の労働者を、好況産業に適応させるため、技術養成施設を設けること（1944年「雇用に関する白書」）というように、完全雇用政策を第一の主眼とした。しかし、産業政策的にも、「1960年3月までのニュー・タウンにおける社会的人口増加は330,5000人、1959年3月までの住宅完成戸数は77,384、これに伴う総資本支出（建物建設に対する政府融資は60年の長期）は2億2,620万ポンドの実績を示した。また、イングランドおよびウェルズの12のニュー・タウンについてみれば、1959年末までに、工場370を完成し、67,000人を雇用し、1,606の商店を開設した、という中小企業開発の効果をも収めた。しかし、ニュー・タウン計画の理想とするところであり、また、中小企業政策としても理想とするところである、「産業、住宅および娯楽施設の間に適切な均衡を得るということは、『住宅および地方自治大臣』が、『既存のタウンの拡張とは別に、ニュー・タウン用の別個の新しい適地を見出すことは、きわめて困難である。』と述べているところからみても、スコットランドのカンバー・ノールト市の場合以外は、いずれも十分でない。」というように、地域開発政策と中小企業政策との結合でもけっして容易ではなかった。

V イギリス中小企業政策の展望

スタッフオード研究所産業開発センター編集の「小企業振興機構国際便覧」は、イギリスについてつぎ²⁸のように述べている。

イギリスにおける小企業助成は、産業的に発達した多くの国々がそうであるように、公私両機関がきわめて入りこんだ形で提供されており、しかも、それらの機関は、とくに小企業に奉仕するというよりは、特定の産業または地域の企業に奉仕するものである。小企業に対する金融は、もっとも多く私営銀行その他金融機関により提供されている。商工金融会社 (The Industrial and Commercial Finance Corporation Ltd.) は、小規模企業および中規模企業に奉仕する。それは、いくつかの銀行が共同して参加する興味ある事例である。産業組合、産業協会、職業学校、銀行その他の金融機関、技術助言機関、経営協会および経営相談会社などの、ひじょうに多数が、大企業および小企業に広範な援助を提供している。これらのなかで、以下に掲げる諸機関に加えて、工業家国民連合輸出援助部 (The Export Assistance Development of The National Union of Manufacturers) が小企業の輸出に援助していることおよび、経済情報団 (The Economist Intelligence Unit. 週刊紙 "The Economist" と提携) が、あらゆる規模の企業に対し取引契約調査を指導することについて述べることがよいかもしない。また、いくつかの大学は、小企業に関し調査または勧告の作業を行なっている。

- ① イギリス生産性評議会 (British Productivity Council 1948)
- ② 地方産業局 (Rural Industries Bureau 1921)
- ③ スコットランド産業開発委員会 (The Scottish Council [Development and Industry] 1946)
- ④ 北アイルランド開発委員会 (Northern Ireland Development Council 1955)
- ⑤ 科学・産業調査局 (Department of Scientific and Industrial Research DSIR 1916)
- ⑥ 商工金融会社 (Industrial and Commercial Finance Corporation Ltd ICFC 1945)
- ⑦ イギリス開発金融会社 (Commonwealth Development Finance Corporation Limited COFC 1953)

イギリスについてのこの紹介は、アメリカその他の国と比較して、比較的短

かい。そのうち、まず、掲げられた7つの小企業援助機関についてみれば、⑤の「科学・産業調査局」は第1次大戦中、②の「地方産業局」はその大戦後とともに早く、歴史をもっている。⑥の「商工金融会社」と⑦の「イギリス開発金融会社」はともに保守党政府の手によってつくられた新中小企業金融政策機関である。③のスコットランド産業開発委員会と④の北アイルランド開発委員会はともに、イギリスにおける経済後進地域の経済的地域開発の機関として第2次大戦後設置され、地域中小企業の開発振興がはかられた。さらに①の「イギリス生産性評議会」は、第2次大戦直後、労働党政府によって、アメリカの国際的な（あるいは戦後の「マーシャル経済援助計画」の一環としての）「生産性」運動と結合してつくられた「英米生産性評議会」が、保守党時代に入ってから単独名へ改組されたものであった。すなわち、保守党政府によって創設された小企業援助機関は、「商工金融会社」と「開発金融会社」だけであり、このほかに同じく保守党政権下の1953年ごろ、英経済紙（1953年8月第10号）が伝える、「保障産業投資会社」（Safeguard Industrial Investment Ltd）と「私企業投資会社」（Private Enterprises Investment Company）とが最近中小企業に歓迎されているというのがみられただけである。しかも、アトリー労働党内閣時代に設けられた「企業運営委員会（Working Parties）」「開発委員会（Development Council）」「工業生産委員会（The Committee on Industrial Productivity）」などは、「イギリス経済協会（British Institute of Management）」を除き、すべて姿を消している。

当時、フランスの財務当局から、「TWI (Training Within Industry for Supervision)」は、イギリスで目覚しい成功を収めている。²⁹といわれた「企業運営委員会」の新しい機構も、当初は新鮮な機能を発揮したとはいえ、雇傭主、従業者および第3者による複雑な内部監査のため生産、経営効率向上の機能を長く継続させることはできなかった。また、「開発委員会」についてもつぎ³⁰のとおり、その発展性は狭かった。

第2次大戦後、中小企業対策を目途として行なわれた16業種におよぶ通産省（Board of Trade）の「調査委員会報告」（Working Parties Report）につ

いてみれば、それぞれの業種における全体的な組織を作り上げることを強調しつつ、つぎのようなことを行なうべきことを勧告した。(a)産業心理から生産管理、労働効率化、市場調査、消費趨勢に至る調査研究の推進、(b)雇用者の訓練、雇用需給の調整、(c)労働者の安全、福祉厚生、(d)規格製品の促進、デザインの改良、商標の登記励行、輸出貿易の促進、(e)経理、原価計算の改良、とくに標準原価計算制度、業界統計の蒐集作成の促進。

すなわち、全体的な組織を作り上げることについては、綿業、宝石および銀器、家具、衣料の4業種についてのみこの勧告に沿って Development Council が設立されることになったが、他の業種では、このような官制的な方式による組織化はことごとく失敗に帰した。また、労働党としては、新しい時代に対処するビジョンを盛った「われら未来に直面せん」のなかで、「そのうえ、大規模の組織再編成と改革を行なわなければ産業の問題を解決できない場合は、われわれは国有化の措置で切り抜けた。」と誇られた国有化政策も、保守党政権時代にはつぎ³¹⁾のように部分的に修正された。

鉄鋼民有還元は、以前からの保守党政権であったことは確かである。しかし、その促進の急務がこの段階においては、国有化は財政上の負担となり、かつ、欧州諸国の市場進出に備えて急激な合理化遂行の碍障となってきたことは見逃せぬ事実である。イギリス国有化産業のうちで、鉄鋼部門は最もおくれており、鉄鋼会社は確固たる位置を占めず、保守党政権にとって鉄鋼業の現状は、全商社が1951年2月接収当時の状態を脱皮せず、各商社の大部分が従前通りの経営機構を以て運営されていた事実も確かである。しかしあくまでも鉄鋼国営の形式的存在は、完全雇傭政策と相俟って、弱小鉄鋼企業の存在を許していたことも確かである。民有還元促進のねらいは、この障壁の廃止に他ならない。

イギリスにおける産業国有化政策は、このようにして、労働党内閣で安定、強力な政権を維持する場合に、経済政策の第1に浮びだし、反対に保守党政権が安定、強力な政権の座についた場合には、民有還元論が経済政策の第1位に掲げられるという傾向を繰りかえした。しかし、イギリス経済の重要政策方向につ

いては、両党政の政策は実質的にますます接近しつつあった。1964年に労働党政が、その経済政策として掲げた要綱のなかで、「(2)国民経済計画(ハ)」として、「中小輸出者に対する諸便宜及び援助の改善（とくに集団方式で）」をあげた場合でも、その括弧書きの（集団方式）については、これを、なんらかの「社会化」方式の中小企業組織化統制ではないかにつき、保守党政に警戒心を起こさせるような、「集団化方式」は、特別に具体的にはしなかった。むしろ、国際経済競争激化の情勢のなかで、ともすればイギリスの中小輸出業者が、従来からの自己資本の充実、国際市場の確保、長年にわたる強固な信用等に座して、貿易業者にしても輸出品メーカーにしても、取引、生産の大型化、商品、製品の新型化あるいは規格化等に積極的でない慣行を改善する方向に、政府の援助計画をすすめるという意味では、保守党政の政策方針も同じであった。

「小企業振興機構国際便覧」が指摘しているように、小企業援助政策において、先進国では、「とくに小企業だけにサービスするというよりは、特定の産業または地域の企業にサービスを提供する」という方向が一般的な傾向である。そのうちでも、イギリスの場合は、とくにその傾向が強い。しかも、その「特定の産業または特定の地域の企業の援助」という方式は各先進国に共通の傾向であっても、その動機は、国それぞれの産業経済の事情によって異なる。イギリスの場合、「特定の産業」は、広く「輸出産業」一本槍にしぼって一貫しているのは、原料輸入国の宿命であるかのようでもあり、大英帝国の伝統でもあるかのようである。一方、「特定地域」は、「失業多発地域」を第1とする、完全雇用実現目的に主力が注がれている。

輸出産業助成政策のなかにおける中小貿易商とメーカーの援助策と、地域開発政策のなかにおける中小企業援助策との2大別にしたイギリス中小企業政策の方向は、はたしてそのような従来の2重点主義だけで十分であろうかの考察が必要であるが、まず、現実的にその2政策方向の今後について展望すれば、つぎのとおりである。

第1の、輸出産業振興政策のなかの中小企業政策は、イギリスもまた「ガット」(Gatt)体制下にあり、きめの細かい施策が必要となることである。イギリ

ス国民とイギリス政府のなかには、遠くさかのぼる180年以前の、つぎ³²のような、「ガット」体制に反する、産業家の古い勇猛心がなお、ひそんでいるとすれば、それから完全に脱却し、改めて、中小輸出企業への国際的な方式をきめ細かく遂行していく方向が必要であろう。

90年代に入って英國の新式綿工業は愈々その基礎を確立し、早くも国内自給の域に達した。即ち1791年1月、マンチェスターの綿業関係者達が相会して印度品の競争に就て論議し、次の如き決議を行っている。

木綿並にモスリン工業は今日我国に於ける最も重要な産業にして、國民の約五十万人に対し職業を与えつつあり。

然るに本工業は、我国労働者が政府に支払う租税額にも及ばざる低賃金の労働者の手に成る東印度綿製品の輸入により、絶えず脅威を受け莫大なる損失を蒙る危険に曝されつつあり。かかる製品の輸入は、我国の労働者に支払わるべき価格をば移して東洋の住民に与えるものにして、國益を害すること蓋し甚大なるものありと認む。

第2の、地域開発政策と組み合された中小企業援助政策については、完全雇用実現という大目的からはもとより、産業政策としても最近、国際的課題となってきた公害対策をも合わせ、それはますます重要、かつ、総合化することになろう。この意味でも、地域政策の先駆者としてのイギリスは高く評価される。しかし、それにもまして重要なことは、たとえばつぎ³³のような一日本人のイギリス視察記の一端で示されているように、地域中小企業の倒産等の盛衰、起伏が、地域の失業多発性、準多発性等との関連のほかに、イギリスにおいても、成長産業、衰退産業という問題が関連新たに明瞭になってきたことである。

かれの工場も1962年10月に閉鎖し、工場を売却して、その売却代金でホテル経営をはじめたいといっている。ホテルといっても名ばかりのものであるが、倒産した繊維業者のなかには、ミラー氏のようにホテル経営に転じたいというものもある。

結局、原料さえ輸入すれば、「世界の工場」としてその製造するすべての商品販売市場が広く世界を開けていた時代から、新しい産業革命といわれるほど

はげしい生産と消費双方の技術と環境の変化の時代に移っている、イギリスの中小企業政策は、この変化の影響をまっさきに受ける中小企業に対し、その固有の政策を開始しなければならない時期になっている。

「世界の工場」はすでにイギリスの独占ではなく、アメリカをはじめ西ドイツから日本までその仲間入りをし、流通部門における百貨店その他の大型店舗化等も同じくその他の国ぐにが先端を走っている。したがって、産業構造高度化国際競争、その重要な一環としての中小企業近代化・構造改善の動向と政策は、これらの国ぐににあらわれ、それはやがて国際的な計画、政策にさえ発展しようとしている。もとより、中小企業の発展と政策の進展は、経済構造や環境の変化の速度ほどの速度で展開するものではないので、イギリスがこれまで資本主義の先駆者として実践した中小企業政策については、世界の先進国、中進国、後進国たるをとわず、学びとるべき多くのものがある。しかし、この自負に安住することなく、他の国ぐにに実行されつつある新しい中小企業政策や中小企業計画を進んで吸収する順番に応ずることが、イギリス中小企業政策の今後についての展望の結論である。

引用文献

I

- (1) 昭和43年版「中小企業白書」ページ147、第3～2図。
- (2) 「日本経済政策学会年報XIII 1960—構造分析と経済政策—」ページ62～63。
- (3) 国民金融公庫調査部調査月報1964 No. 35 ページ16～17 山中篤太郎「工業における零細企業」。

II

- (4) アダム・スミス 水田洋訳「国富論」 ページ57。
- (5) 船山栄一著「イギリスにおける経済構成の転換」 ページ271。
- (6) 前掲「国富論(訳)」 ページ59～60。
- (7) 福井隆三・東嘉生訳「マルサス穀物条例論—地代論」(岩波文庫)ページ81～82。
- (8) 浜村正夫・篠塚信義・鈴木亮編訳「原典イギリス経済史」 ページ298～301。
- (9) 前掲「中小企業白書」 ページ112 第2～7表。
- (10) 前掲「国富論(訳)」 ページ231～233。
- (11) 堀新一著編「商業思想史」 ページ292。
- (12) 竹林庄太郎著「日本中小商業の構造」 ページ90。

III

- (13) The English middle classes, by Ray Lewis and Angus Maude (1952, A Perican Books A 263) p. 67~68, p. 95~96.
- (14) Problems of Socialized Government, by Stafford Cripps and Others (London Victo Gollanps Ltd 1933) p. 163~164. Socialist Controle of Industry. by G. D. H. Cole.
- (15) 大塚金之助訳「マーシャル経済学原理」 I巻ページ41, II巻ページ177~182, 275~278.
- (16) 「E. A. G. ロビンソン 産業の規模と能率 (The structure of competitive industry by E. A. G. Robinson)」(黒松巖訳)全巻抜すい。
- (17) 同 上 ページ35.

IV

- (18) 日本評論社「金融大辞典」 ページ1557~1558。
- (19) 大内兵衛著「イギリス社会主義の発足」 ページ 7~9。
- (20) 大蔵省理財局「調査月報」第35巻第2・3号 ページ172~175「英國における銀行国有化」。
- (21) 前掲 G. D. H. Cole, Socialist Controle of Industry p. 151~164。
- (22) 大蔵省官房調査課「調査月報」第47巻第11号 ページ67~75「進歩のための計画——イギリス経済拡大のための労働党の政策」。
- (23) 同上「調査月報」第53巻第11号「イギリス労働党の経済政策」抜すい。
- (24) 同上「調査月報」第43巻第6号 ページ70「イギリスの1954~55年度予算関係文書 III 1954年経済の展望(経済白書) 107」。
- (25) 同上「調査月報」第48巻第11号 ページ 101~106 「ラドクリフ委員会報告書(訳)(下)」。
- (26) 前掲黒松巖訳「E. A. G. ロビンソン産業規模と能率」 ページ 1~4。
- (27) 同 上 ページ「序」3~4。

V

- (28) Small Industry Development Organization, A World-Wide Directory. International Industrial Developments Center, Stafford Research Institute. (The Free Press glencoe-Illinois 1956) p. 121~125.
- (29) 前掲「調査月報」第42巻第9号 ページ53「イギリス生産性向上運動」。
- (30) 前掲「調査月報」第53巻第11号 ページ 2「イギリス労働党の経済政策」。
- (31) 同 上 ページ。
- (32) 金田近二著「南洋及印度経済研究」 ページ266~267.
- (33) 月刊「中小企業ジャーナル」昭和40年11月号ページ83 加藤誠一「ヨーロッパの中小企業」。